

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

旭区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	旭区広告付き庁舎内フロア案内図・周辺案内図他の設置	
内 容	旭区総合庁舎に広告・旭区内周辺案内図・庁舎内フロア案内・各課業務案内・庁舎内会議予定案内・行政情報発信用モニターを設置し、広告事業を活用した機器の運用及び適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。	
	屋外広告物には該当しません。	
施設所在地 (場所)	横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12	
施設の利用者数・利用者層	旭区は人口約 24 万 3 千人（横浜市人口ニュース R4. 10. 1 現在）で、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。また、旭区総合庁舎には公会堂が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。	
	<令和 4 年度区役所の税証明発行等件数>	
		件数
	税証明発行件数	約 29,000 件
	国民年金・国民健康保険等受付件数	約 67,000 件
	戸籍課への来庁者数	約 90,000 人
	公会堂利用者数	約 70,000 人
広告設置場所	旭区総合庁舎 1 階待合いロビー	
広告掲出可能スペース	設置機器の大きさについては、下記設置スペースに収まるものとします。広告についてはタッチパネル式とすること。 掲出については、①広告②区内周辺案内図③各課業務案内及び庁舎内フロア案内（各階フロアマップ）④庁舎内会議予定案内⑤行政情報発信用モニターとします。 なお、広告の掲出面積については、全体面積の概ね 1 / 4 以内としてください。 【設置スペース】 縦 2,100mm 程度×横 5,000mm 程度×奥行 700mm 以内 （奥行については、来庁者の動線に支障がないようにすること）	
広告掲出期間	令和 6 年 3 月 1 日～令和 11 年 2 月 28 日（5 年間）	
	※ 1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）	

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 5 年 10 月 20 日（金）～令和 5 年 11 月 10 日（金）
提案内容評価	令和 5 年 11 月下旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和 5 年 12 月初旬

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
------	-----------------------

<p>申込方法</p>	<p>令和5年11月10日(金)午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。          ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
<p>広告企画書 記載事項</p>	<p>(1) 市にお支払いただく広告料(年額)          (2) 掲出期間における収支計画          (3) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信モニターの規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ          (4) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信モニターの面積比率または表示面積          (5) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信モニターのメンテナンス方法          (6) 緊急時対応の考え方(広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信モニターの破損、倒壊またはそのおそれがある場合に、どのように対応するかを記載してください)          (7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績          (8) 市にとっての経費削減効果(広告の設置等にかかる費用等)及びその算出根拠          (9) その他行政サービスの向上等につながる提案</p>

次頁あり

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市にお支払いただく広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。</p> <p>(3) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信信用モニターの規格、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮、操作のしやすさ 掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、電源投入方法・盗難防止策等で、安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配慮がされているか。色覚障害者向けの配色、デザインになっているか。</p> <p>(4) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信信用モニターの面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</p> <p>(5) 広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信信用モニターのメンテナンス方法 表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。</p> <p>(6) 緊急時対応の考え方 万が一、広告・各課業務案内及び庁舎内フロア案内・旭区内周辺案内図・庁舎内会議予定案内・行政情報発信信用モニターが破損し、若しくは倒壊し、又はそのおそれがある場合に、適切な対応により安全性が担保できるか。</p> <p>(7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（過去5年間の実績）</p> <p>(8) 市にとっての経費削減効果（広告の設置等にかかる費用等）及びその算出根拠が妥当であるか。</p> <p>(9) その他行政サービスの向上等につながる提案 行政サービスの向上や経済的メリットにつながる提案（周辺地区の掲出の提案等）がなされているか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○ 旭区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○ 評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※ 評価の結果同点となった場合は、旭区広告事業選考会の会長が決定します。</p>

■広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○ 広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○ 掲出の日から起算して10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p>

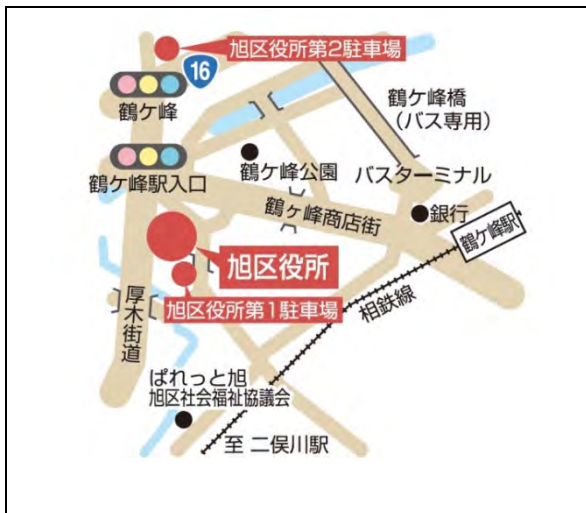
	○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。（参考：月額 3,100 円／㎡ 3.49 ㎡、令和 5 年 4 月現在） ○設置期間中の電気代については、6 か月毎の精算払いとします（実費相当分）。
その他	○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

■ 申込み・お問合わせ先

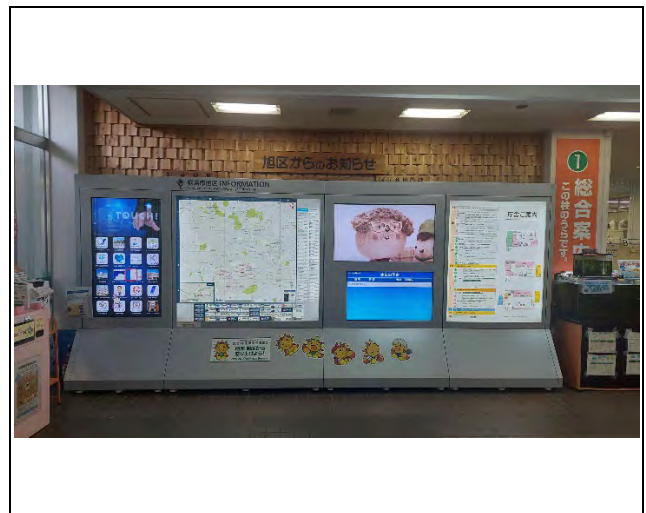
担当課名	横浜市旭区総務課
担当者名	内藤、米山
所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 12
TEL/FAX	TEL 045-954-6011 / FAX 045-951-3401
Eメール	e-mail as-yosan@city.yokohama.jp

次頁あり

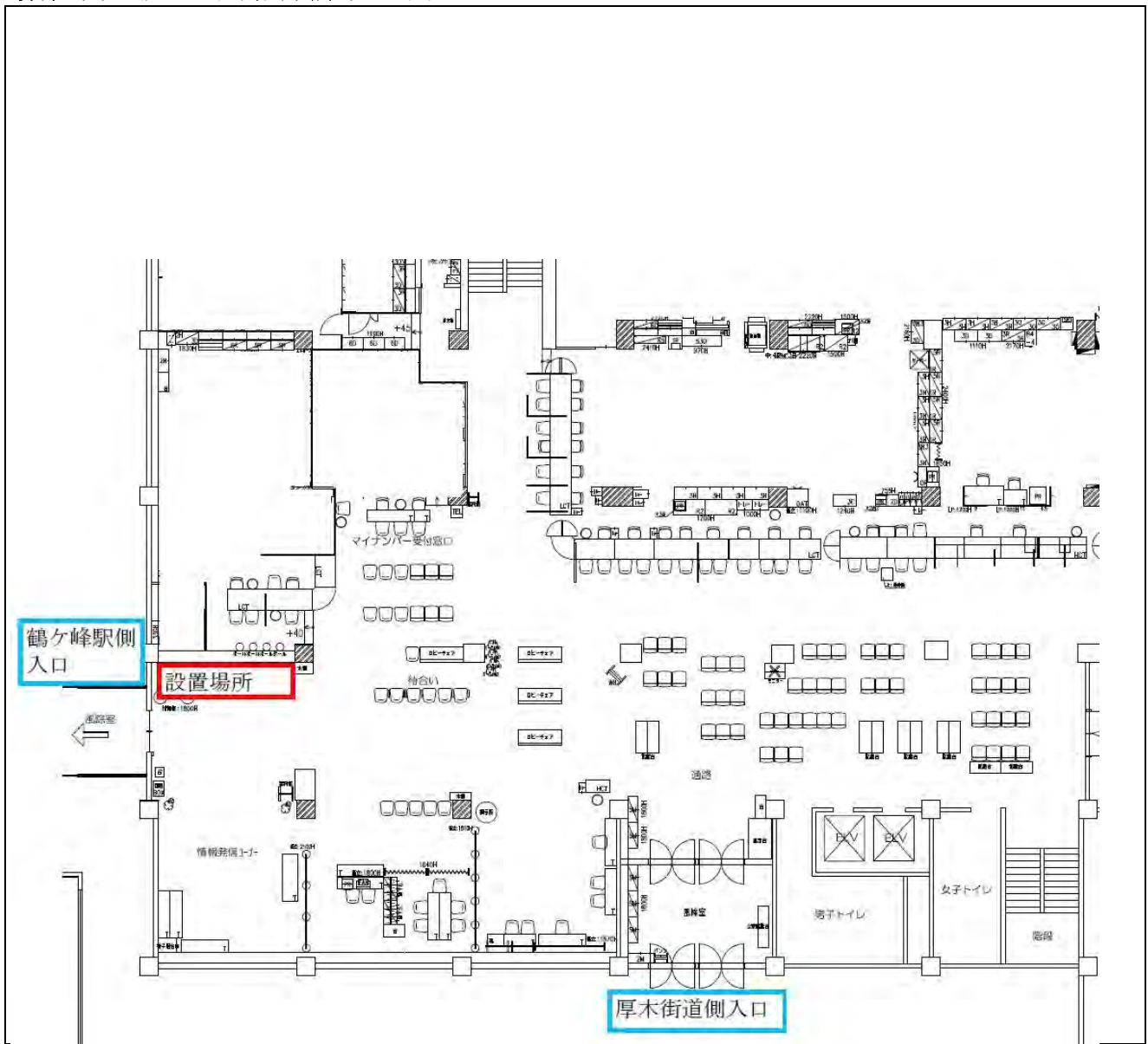
■地図



■広告掲載場所の写真



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	旭区広告付き庁舎内フロア案内図・周辺案内図他の設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）